

退職所得控除の調整規定の対象拡大

- ① 調整期間内に複数の退職金をもらう場合、退職所得控除の調整(減額)が必要だが、先に確定拠出年金(企業版DC・iDeCo)の老齢一時金を受け取り、後で退職手当等を受け取る場合の調整期間が**支払いを受けた年以前10年内**(現行:5年内)に拡大される。
 - ② あわせて「退職所得の源泉徴収票」の税務署への提出が**一律義務化**される(現行:役員のみ)。
- 【適用時期】①の改正は令和8年1月1日以後に老齢一時金の支払いを受け、同日以後に支払いを受けるべき退職手当等から
②の改正は令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票から

<退職所得控除>

| 勤続年数(A) | 控除額 |
|---------|--------------------|
| 20年超 | 70万円×(A-20年)+800万円 |
| 20年以下 | 40万円×A(最低80万円) |

○調整規定

調整期間内に複数の退職金をもらう場合、勤続年数の重複を排除して計算→退職所得控除が減額

| 1回目 | 2回目 | 調整期間 |
|--------------|--------------|---|
| 退職手当等 | 退職手当等 | 5年以内(原則) |
| 退職手当等(右記以外) | 確定拠出年金の老齢一時金 | 20年以内(特例) |
| 確定拠出年金の老齢一時金 | 退職手当等(左記以外) | 現行:5年以内(原則) → 改正案:10年以内(特例の対象に) |

<改正のイメージ>

